

第 94 号議案

豊後大野市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部  
改正について

豊後大野市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する  
条例を別紙のように定める。

令和 6 年 11 月 29 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号）の一部改正に伴い、条例を改正する必要がある  
ので、この案を提出するものである。



豊後大野市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部  
を改正する条例

豊後大野市布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例(平成25年豊後大野市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「同じ。)の」を「同じ。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において」に改め、「において衛生工学又は水道工学に関する学科目」を削り、「、2年」を「、1年6月」に改め、同項第2号中「の土木工学科又はこれ」を「又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれら」に改め、「において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「3年」を「2年」に改め、同項第3号中「又は高等専門学校」を「(同法による専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校(次号において「短期大学等」という。)」に、「、5年」を「(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。次号において同じ。)、2年6月」に改め、同項第6号を同項第8号とし、同項第5号中「10年」を「5年」に改め、同号を同項第7号とし、同項第4号中「又は中等教育学校」を「若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校(次号において「高等学校等」という。)」に、「7年」を「3年6月」に改め、同号を同項第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第3条第1項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第3条第2項を削る。

第4条第1項第1号中「前条の規定により簡易水道以外の水道の布設工事監督者たる資格」を「前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については1年6月以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については2年6月以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験」に改め、同項第2号中「前条第1項第1号」を「前条第1号」に、「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)」に、「、同項第1号」を「(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同条第1号」に、「4年以上、同項第3号」を「2年以上、同条第3号」に、「については6年以上、同項第4号」を「(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については3年以上、同条第5号」に、「8年」を「4年」に改め、同項第3号中「10年」を「5年」に改め、同項第4号中「前2号」を「前3号」に改め、同条第2項を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

